

## 市第68号議案

中区南本牧 4 番の 1 等地先公有水面埋立地の確認

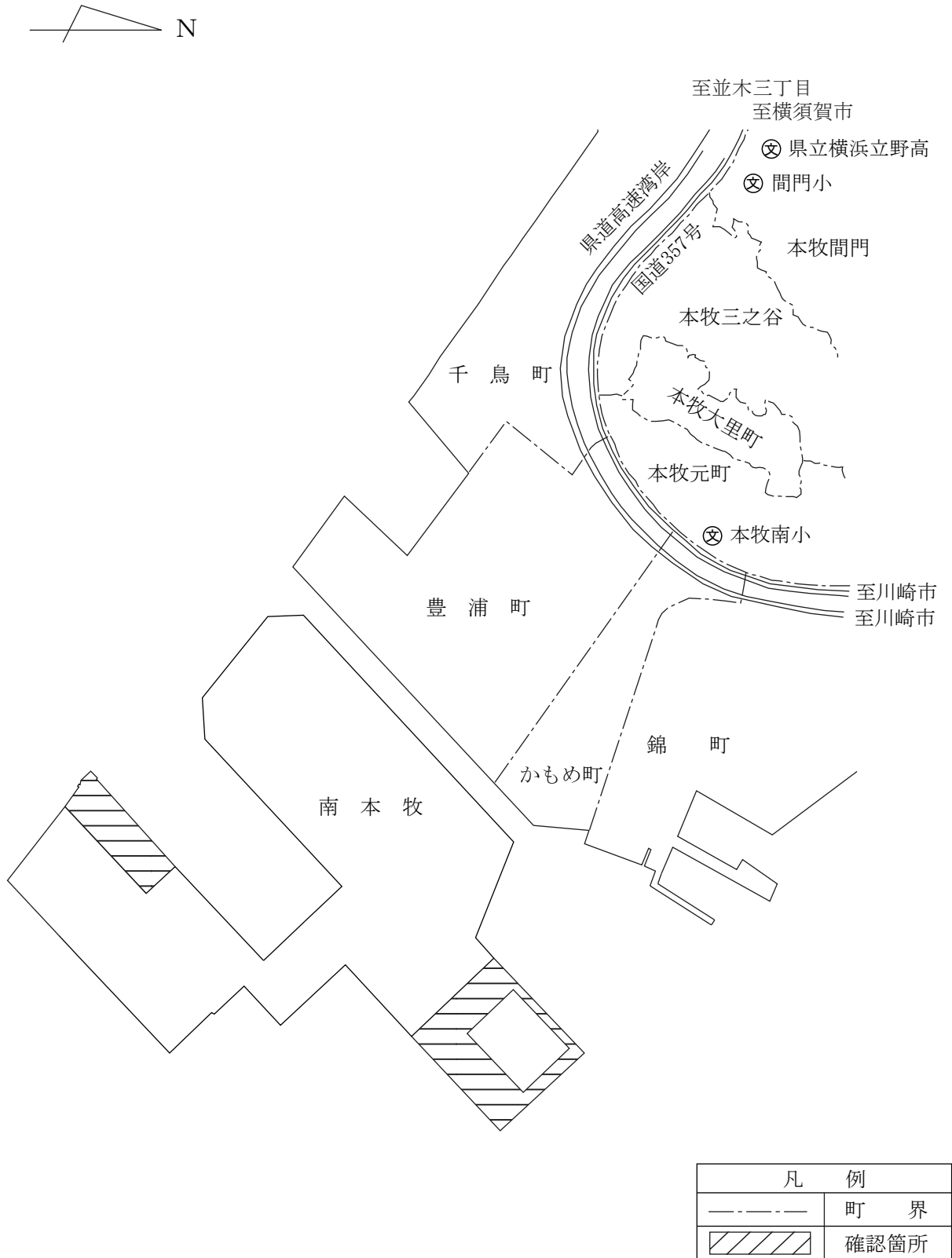
次の土地が本市の区域内に新たに生じたことを確認する。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

確 認 の 対 象	地 積
中区南本牧 4 番の 1 から 4 番の 3 まで、4 番の 7 及び 4 番の 8 地 先公有水面埋立地	139,559.85 <sup>m<sup>2</sup></sup>
中区南本牧 7 番の 3、7 番の 7 及び 7 番の 8 地先公有水面埋立地	66,320.35
合 計	205,880.20

# 中区南本牧4番の1等地先公有水面埋立地位位置図



## 提 案 理 由

中区南本牧 4 番の 1 等地先公有水面埋立地が、本市の区域内に新たに生じた土地であることを確認したいので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

（第 2 項省略）